

原発事故による母子避難者等に対する
高速道路無料措置証明書利用者 各位

福島市長 木 幡 浩
(公 印 省 略)

令和7年度原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置証明書の
更新について (通知)

本無料措置の期間は、令和7年3月31日までとなっております。期間の延長につきましては、
国会で予算案が承認されることが前提となりますが、本証明書をお持ちの方は継続希望の有無にかかわらず、下記によりお手続きをお願いします。

記

1 手続方法

裏面に記載の書類を、同封の返信用封筒によりご郵送ください。

2 手続期限

令和7年3月5日(水)

3 留意事項

- (1) 国会での承認が得られない場合、本制度が延長されない可能性もありますので、ご了承
願います。(延長が決定された場合に、速やかに新証明書を発行するための事前手続となり
ますので、ご協力をお願いします。)
- (2) 利用資格があり手続きが完了した方へ国の延長発表後に新しい証明書をお送りします。
- (3) 現在ご使用いただいている証明書は、令和7年4月1日以降使用できませんので、ご
注意ください。

4 利用資格

- (1) 二重生活をしていること
(原発事故により母子(父子)が県外等に自主避難し、父親等(母親等)が対象地域に居住し、
離ればなれに生活していること)
(対象地域：福島県中通り及び浜通り(警戒区域等を除く)または宮城県丸森町)
- (2) 対象となる子どもは、原則として生年月日が平成19年4月1日から平成26年3月31日
までの方

制度の詳細は福島市ホームページもご覧ください。

【福島市ホームページ URL】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/seikatsu-anshin/bosai/bosaikiki/shinsai/fukko/hisaishashien/14032601.html>



【問い合わせ先】

福島市 生活課 安全安心・避難者支援係 小室・高橋

(電話番号)024-525-3787 (メールアドレス)seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

裏面の提出書類をご確認ください

提出書類一覧

全員	① 母子避難者等に対する高速道路無料措置に係る確認書 ※必ずご提出ください。
利用資格があり、 継続をご希望される方	② 申請者（父親等）の現在の住所が確認できる書類 ☐ 福島市に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が、 ☐ 一致している ⇒ 提出不要 ☐ 一致していない ⇒ 下記ア～ウの書面のいずれか1つをご提出ください。 ア) 賃貸契約書等の写し イ) 同居証明書（親類宅等にお住いの場合） ウ) 公共料金請求書の写し（電気、水道、ガス、携帯電話等） ☐ 福島市以外に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が、 ☐ 一致している ⇒ 申請者世帯の住民票の写し （令和7年に発行され、入居者全員の氏名が記載されているもの） ☐ 一致していない ⇒ 下記ア～ウの書面のいずれか1つをご提出ください。 ア) 賃貸契約書等の写し イ) 同居証明書（親類宅等にお住いの場合） ウ) 公共料金請求書の写し（電気、水道、ガス、携帯電話等）
	③ 避難者（母子等）の現在の避難先住所が確認できる書類 ☐ 避難先に住民票がある方 ⇒ 避難先における住民票の写し （令和7年に発行され、入居者全員の氏名が記載されているもの） ☐ 避難先に住民票がない方（住民票の提出が難しい方） ⇒ 下記(i)と(ii)の書類を併せてご提出ください。 (i) 下記ア～エの書面のいずれか1つをご提出ください。 ア) 応急仮設住宅使用許可証・貸与許可証等の写し イ) 賃貸契約書等の写し ウ) 同居証明書（親類宅等に避難している場合） エ) 公共料金請求書の写し（電気、水道、ガス、携帯電話等） (ii) 居住者全員のオ・カの書面のいずれか1つをご提出ください。 オ) 就労申告書 ※無職の場合は、表面記載の連絡先へご連絡ください。 カ) 就園・就学申告書

※確認書、同居証明書、就労申告書、就園・就学申告書の書式は、市HPからもダウンロードができます。